

## 令和7年度 児童扶養手当額・特別児童扶養手当額（月額）について（お知らせ）

～ 平成29年4月から物価スライド制が導入されています～

物価スライド制とは、物価の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。子どもが1人の場合の手当額には既に物価スライド制を導入していますが、子どもが2人以上の場合の加算額にも導入されます。

令和7年1月に「2024年全国消費者物価指数の実績値（対前年比+2.7%）」が公表され、その結果、令和7年度の児童扶養手当額及び特別児童扶養手当額については、2.7%の引き上げとなりますので、下記のとおりご案内します。

### 【児童扶養手当】

区 分		令和7年4月～（月額）
手 当 額	全 部 支 給	46,690円
	一 部 支 給	46,680円～11,010円
第2子以降 加算額	全 部 支 給	11,030円
	一 部 支 給	11,020円～5,520円

※児童扶養手当制度には所得制限があります。手当月額は受給者本人の所得に応じて10円単位で決定されます。但し、受給資格者及び扶養義務者の所得が一定額以上の場合は、全額支給されません。

### 【特別児童扶養手当】

区 分	令和7年4月～（月額）
一 級	56,800円
二 級	37,830円

※受給者本人、配偶者及び扶養義務者について、それぞれ所得制限があり、所得制限限度額を超える所得があるときは、手当の全部が支給されなくなります。